

定 款

(2020年6月30日改訂)

改定の履歴

本定款は、2006年8月25日から改訂実施する。
本定款は、2007年8月30日から改訂実施する。
本定款は、2008年8月29日から改訂実施する。
本定款は、2009年8月21日から改訂実施する。
本定款は、2010年8月24日から改訂実施する。
本定款は、2011年9月1日から改訂実施する。
本定款は、2012年6月26日から改訂実施する。
本定款は、2013年6月21日から改訂実施する。
本定款は、2015年6月23日から改訂実施する。
本定款は、2015年10月1日から改訂実施する。
本定款は、2016年6月21日から改訂実施する。
本定款は、2017年6月22日から改訂実施する。
本定款は、2018年6月26日から改訂実施する。
本定款は、2019年6月25日から改訂実施する。
本定款は、2020年6月30日から改訂実施する。

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティと称する。
なお、英文では、UNIMAT Retirement Community Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 健康管理および健康増進に関するコンサルティング業務
- (2) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (3) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (4) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (5) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (6) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (7) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (8) 介護保険法に基づく地域支援事業
- (9) 介護保険法に基づく要支援並びに要介護認定の面接調査および申請代行業務
- (10) 介護保険法に基づく地域包括支援センター運営事業
- (11) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (12) 老人福祉法に基づく老人介護支援センター運営事業
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (15) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の運営および管理に関する事業
- (16) 在宅高齢者への配食業務
- (17) 弁当・惣菜等の製造販売業
- (18) 食品・日用雑貨等の宅配業
- (19) 在宅用寝具のレンタル
- (20) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (21) 旅館業・ホテル業
- (22) 飲食店業
- (23) 住宅リフォームの企画、請負および斡旋業務
- (24) 不動産の開発、売買、賃貸借、維持管理、保有及び仲介
- (25) 建築物の企画、設計、工事監理及びコンサルティング
- (26) 老人介護食、医療食に関する開発、研究および販売

- (27) 労働者派遣事業
- (28) 有料職業紹介事業
- (29) 医療用機器、介護用機器および用品・介護施設備品の製造、販売、輸出入、賃貸および中古介護用品の売買に関する業務
- (30) 電気機器、通信機器の販売および保守工事に関する業務
- (31) 医薬品および医薬部外品の販売および輸入に関する業務
- (32) 生命保険の募集に関する業務
- (33) 損害保険代理業務
- (34) 介護事業に関するコンサルティング業務
- (35) インターネットを利用した通信販売事業
- (36) インターネットを利用した会員制情報提供サービス
- (37) 保育所の経営
- (38) 化粧品及び美容用品の企画、開発及び販売
- (39) 書籍の企画、編集、製作、出版および販売事業
- (40) 薬局の経営
- (41) 旅行業法に基づく旅行業
- (42) 理容・美容事業
- (43) 美術品販売
- (44) スポーツ施設の運営、管理
- (45) 警備業
- (46) 教育事業
- (47) 生活支援サービスおよび自費介護事業
- (48) VR（仮想現実）及びAR（拡張現実）を利用した体験ソフト及びコンテンツの企画制作並びに販売
- (49) ペットシッターの業務請負及び人材派遣
- (50) キャンプ場、バーベキュー場等の運営、管理及び経営
- (51) レジャー、アミューズメント施設の運営、管理及び経営
- (52) エステサロン、スパ（浴場・プール・サウナ・マッサージ・アロマセラピー等）の運営、管理及び経営
- (53) クリーニング業
- (54) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

- 第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

- 第6条 当会社の発行可能株式総数は、15,000千株とする。

(自己株式の取得)

- 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

- 第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

- 第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

- 第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
 - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決

権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするができる。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法

令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
 - 4 当社は、会社法第329条第3項の規定によって、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
 - 5 会社法第329条第3項の規程に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
 - 3 取締役全員の同意があったときは、招集通知を省略して取締役会を開く

ことができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会にて定める取締役会規程による。

(役付取締役)

第27条 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選任し、また必要に応じ取締役会長を1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第28条 取締役社長は会社を代表する。
2 取締役会は、前条の役付取締役の中から代表取締役若干名を選定することができる。その取締役はおのおの会社を代表する。

(取締役の業務執行)

第29条 取締役社長は会社業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は取締役社長を補佐し、かつ取締役会の決議に従い会社の業務を執行する。
2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役または他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財

産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査等委員会および会計監査人

（常勤の監査等委員）

第31条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第32条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があったときは、招集通知を省略して監査等委員会を開くことができる。

（監査等委員会規程）

第33条 監査等委員会に関する事項は法令またはこの定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（会計監査人の選任）

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第6章 取締役および会計監査人の責任免除

（損害賠償責任の一部免除）

第37条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および会計監査

人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 2 当会社は、毎年 3 月31日および 9 月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
- 3 前項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、取締役会の決議によって、第 41 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。